

警備業における乗用車、バス、バイクを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	7~8	排雪作業中の片側規制を実施していたところ、フロントガラス凍結で、前方不注意の軽乗用自動車が規制中の整備員に気付かず、走行して来て、規制車の手前でやっと止まった時も人を撥ねた事に気づかなかった。	58 99	50~ 99
1	13~ 14	第一当事者（被災者）は業務で上記道路を社有車にて走行中、左側道より一時停止を怠った第二当事者（加害者）より、車両後方側面に衝突された。被災者車両は電柱に激突した後、2~3回横転して停止した。	66	30~ 49
1	10~ 11	補修工事のため、下り車線に工事帯がある片側交互通行の上り線で交通誘導警備中、上り線の車両を停止誘導し同僚警備員が下り線の車両を上り線に流していたところ、流された加害車両が工事帯を避けて上り車線を通行し、工事帯を過ぎても下り車線側に戻らず上り車線を直進してきたため、その車両に轢かれてしまった。	35	50~ 99
1	13~ 14	歩道で工事関係車両を誘導するため立哨していた際、走行してきた車両が、コンビニ入口から斜めに歩道に進入し、縁石をまたぎながら走行して来た。当該整備員は奥の車両の動向を確認しており、歩道左側から来た車両に気付いたが避けきれず、加害車両の左前部ではねられ、左足腓骨・脛骨の骨折、靭帯損傷及び鎖骨・肋骨・腰部の打撲の重傷を負った。	55	30~ 49
1	8~9	被災者は、夜間勤務を終えて助手席に同乗し営業所に帰社途中、ドライバーの運転ミスにより左側の石塀及び右側のガードレールに衝突し、その衝撃により負傷を負った。	63	10~ 29
2	11~12	業務で車両で移動の際、信号機のない交差点を右折しようとしたところ前方右側の駐車場からバックで出庫しようとしている車両がいたので、待機していたが、	58	100 ~

		後方確認をせずにバックして来たので、当方車両に衝突し、その衝撃により首を負傷した。		299
2	20~21	無線機を使用した片側交互通行の誘導作業中、誘導員の車線変更合図を無視して進行してきた車両に横から衝突されてしまった。	72	30~ 49
2	23~24	被災者が道路上で交通誘導警備中に、片側交互通行の工事帯側から走行してきたバイクと道路を横断していた自転車が衝突し、そのまま被災者の方へ来たため、避けきれず、巻き込まれた。	68	30~ 49
2	10~11	現場に向かう為、集合場所（駐車場前）で同乗させてもらった車から降りる際、完全に降りる前に車が発進してしまった為に転倒した。縁石に顔面を打ちつけ顔・口内及び歯を負傷した。	72	50~ 99
2	18~19	警備作業を終えて作業車を駐車場に置きに帰った後に駐車場からバイクにて事務所へ戻っていたところ、十字路交差点で一旦停止を無視し直進したため左側から来た自動車と衝突し、負傷した。	44	30~ 49
2	10~11	市道において、通行規制中の工事現場で交通誘導警備業務に従事していた。反対車線の車両を通行させる為に、北西側カーブの車両を停止させていた。車側からの通行車両が通過の際、何らかの原因で警備員立哨車線側に進入して接触し、警備員は転倒した。その際、右肘裂傷、右肩・右足打撲等で1週間の加療を要する怪我を負った。	63	100 ~ 299
2	8~9	片側交互通行による交通規制中、走行してきた普通乗用自動車が、赤信号並びに警備員の赤旗による停止合図に気付かず、規制区域内に突っ込んで来たもので、危険を感じた警備員は、咄嗟に路側帯方向に回避したものの車両が衝突した単管バリケードが警備員の方向に吹き飛ばされ、警備員の左足に当たり、負傷したものである。	66	10~ 29
3	5~6	夜勤現場から日勤現場へ移動する途中、ポールコーンに接触しバイクが転倒し、顔面を強打して顔面に擦り傷、打撲多数を負い、歯が何本か折れた。	38	30~ 49
3	10~11	踏切にて信号が青にもかかわらず、（踏切であっても信号機優先で一時停止要らず）、前方車両が踏切で急ブレーキをかけたため、隊員も急ブレーキとなり、左	35	10~ 29

		足を強めに道路について骨折した。		
3	9~10	機械棟より三輪スクーターを運転して、業務駐車場に向かって坂を下り左折したところ、排水溝の金属部で後輪がストップし左側に転倒し、左肩部分を強打して救急搬送され、左鎖骨骨折と診断された。	60	10~ 29
3	11~12	国道脇の除雪作業の交通誘導の作業中、走行してきた軽ワゴン車にはねられ、頭部・胸部・腹部・骨盤・上肢・下肢を負傷した。	72	1~9
3	21~22	勤務を終え営業所へ戻る途中、交差点でのスリップ単独事故である。当日は降雪で、路面も積雪状況であった。緩い下り坂で信号が黄色に変わるのを確認し、減速の為ギアを下げた際スリップし、道路左側の電柱に衝突した。	34	50~ 99
3	11~12	片側交互通行のため2名で規制をしていたところ、男性運転手がぶつかってきた。本人は少しよけたが、その方向に向かって来て、田んぼに落ちた。	46	10~ 29
3	10~11	当日作業が中止になり帰社し、当社第3駐車場で車から降りた際、車両とフェンスの間が狭く、車両左側後輪の下に右足が入っているのが分からず前進し、右足甲を轢いて骨折した。	46	10~ 29
3	6~7	第一当事者が運転する車両が後方からクラクションを鳴らされたことにより、方向指示器を出さずに急に右車線へ車線変更した際にスリップし、右車線走行中の第二当事者の車両左前方と接触し横転し、第一当事者が負傷した。	68	1~9
4	17~ 18	警備先の大規模改修工事の就業を終えた後、通常はそのままバイクで帰宅するが、当日は支社に届ける書類があったため、支社に立ち寄る途中の路上交差点内を直進中、対向車が突然右折をしてきて衝突した。	56	10~ 29
4	8~9	業者との集合場所から現場に向かってバイクで走行中、忘れ物に気づき集合場所に戻る途中、バイクが滑り顔面から転倒し、全身を強打した。	73	30~ 49
4	17~ 18	ガス工事に係る交通誘導警備をしていたところ、片側交互通行で対向車両が向かってくるため、遠くに見えた車両に停止するよう合図したが、車両の運転手は気付かず前進を続け、接触してしまった。現場は、直線道路の緩やかな下りで、運転手の脇見による事故だった。	69	10~ 29
	11~	水道工事で一車線を規制して誘導中、左折車があり、脇道からも車両が来たの		

5	12	で、左折車に止まってもらう合図をしたが、止まらず左折したのでよけたが、車の左側に右肘が当たり負傷した。	40	1～9
5	8～9	事務所から現場にバイクで向かう途中、交差点で右折待機中の普通乗用車があり、減速して通過しようとしたところ、直前2～3m手前で右折を開始したため急制動の措置を取る暇もなく車両左側前部に衝突した。	58	50～ 99
5	4～5	中学校の巡回警備中、深夜に警備車両を停止し駐車場にて仮眠休憩をとるため、運転席のシートを倒して仮眠をとり、朝方に車両シートを引き上げ、仮眠休憩を終えて起き上がる際に、車両のハンドルに右足指を打ちつけ負傷した。	49	100～ 299
6	15～ 16	交通規制現場で交通誘導警備が終了し、車で付近の集合場所に向かう途中、誤って車が左に寄り過ぎて、防雪柵に車体左側が衝突して車が回転し、運転していた被災者がその衝撃で頭部を打撲した。	29	100～ 299
6	16～ 17	片側通行の交通誘導業務に従事中、進行して来た乗用車が徐行する様子も無いので咄嗟に逃げたが、その時矢印板が飛んで来て、当該交通誘導員の右足首に強く当たり、右足踝を骨折した。又、乗用車は工事関係者の車輛に衝突し、3台の車輛に損害を掛けた。	71	50～ 99
6	10～ 11	片側3分の2を規制する現場で、反対車線にもはみ出すので、一人で片側交互通行の誘導を実施した。規制側の車両に停止の合図を出した後、反対車線の走行車両を確認するため、後ろ向きになった。そして振り向いた瞬間に、車が被災隊員に接触し倒れたところ、左足を轢かれた。その場から救急車で搬送された。	44	100～ 299
6	16～ 17	交差点付近、舗装工事における片側交互通行作業に従事していた。片側交互通行の際、交差点付近に立ち、一般車が無かったので、同作業員に止めていた一般車を流して良いとの合図を出し、流し始めた時に右折車に気付き、工事規制付近に1台分誘導出来るスペースがあったので誘導している最中に、流れてくる一般車に気付かず、右足を1歩後ろに下げた時、一般車に足を轢かれて後ろに転倒した。立ち上がった時には、その一般車はいなかった。	31	10～ 29
6	13～ 14	片側交通規制をし、交通誘導をしていたところ、停止中の先頭車両に後方より前方不注意の車両が追突し、続いて誘導中であった警備員が同車に撥ねられて負傷した。	63	100～ 299

6	14～ 15	交差点付近、片側交互通行規制内で、トイレのためトイレカーで用を足した後、トイレカーのステップを降りる時に足を滑らせ、右足首を捻挫した。	56	50～ 99
6	9～ 10	駐車場にて車両をバック誘導の際、車道走行中の車と接触した。	59	10～ 29
6	21～ 22	規制準備のため、看板ウェイトを持って車両が接近していないことを確認後、歩道側から中央分離帯へ横断中、追い越し車線を走行して来た乗用車左側面と接触した。接触直前に車両に気付き体を反転し、車両に対して正対し、仰向けに倒れ込んだ。その際、左足甲が車に接触し受傷した。	65	30～ 49
7	23	歩道地下でケーブル張替工事を行っていたが、部材不足で一時中断し、3人が歩道上の一緒の場所にいた所へ、走行してきた車両が2人をはねて、歩道の作業車へ追突し反対車線で停止した。警備員は車道へ飛ばされ骨折した。	25	50～ 99
7	10～11	被災運転者は航空燃料送油沿線を車両巡回中、交差する道路を横断する際に一時停止の標識に従い停止線で停止した後、前方に設置されたミラーで左右を確認しようとしたが右側が見えなかったため注意をしてゆっくりと前進して右側を確認しようとしたら、回送路線バスが迫って来ており回避する間もなく衝突し負傷したものの。	37	1000 ～ 9999
7	8～9	バイクで転倒しているスタッフがいたので助けようとバイクで起こそうとしたところ急な坂のためバックしてきてささえきれず尻餅をついた。（病院の敷地内において）	64	100 ～ 299
7	10～11	被災者は、就業場所にて現場ゲート前で歩行者誘導業務に従事していたところ、目の前で一般車両とバイクの事故が起き、バイクの運転手が被災者の元に飛んできたため、避けきれず負傷した。	65	50～ 99
7	13～14	会社から車で現場に向かう途中、片側1車線の道路を走行中に車から荷物が落下し、その落下してしまっただ荷物を拾うために、Uターンし路肩に寄せて停車して助手席から車の前に出て荷物を拾おうと道に飛び出したところ、後から来た車と接触した。	43	10～ 29
		交通規制内において、交通誘導警備業務に伴い、ライトバンの後進誘導を行って		30～

7	10~11	いた。他の車両が接近してきたために他の車両に気をとられ、後進して来た当該ライトバンの右後輪に右足をひかれた。	26	49
7	7~8	家から仕事場へ直接出勤するため、バイクで走行中に下り坂のカーブで転倒した。その日は痛みがあったが、たいしたことは無いと思いそのまま仕事に行き、1日が終わって家に帰ってから、足の痛みと腫れが酷くなった。	62	10~ 29
7	9~10	警備先の火災対応の指示を受け現場へ出向中、右側車線を時速30~40kmで前車両を追走する形で走行していた。T字路交差点にて右折しようとした際、前方を走行していた車両が右折したため、対向車線に走行車両はいないものと思い込み、左右の安全確認を実施せず、停止することなく交差点に進入した。そのとき対向車線（右側車線）を直進してきた車両を見落とし、相手車両と当方車両の正面衝突事故に至ったものである。	33	100 ~ 299
7	15~16	次の現場への移動中、路側帯ブロックにバイクの左下面が接触し、反動で右側にバイクが倒れ、バイクと路面の間に右足を挟んで骨折した。	57	50~ 99
7	5~6	警備先の現場から自転車で自宅へ帰る途中に、事務所の電気が点灯しているのに気がつき、本来は月末に提出予定であった報告書を提出しようと思い、会社事務所へ立ち寄ろうと道路を南から北へ横断したとき、西から来た自動車と接触して転倒し、負傷した。	69	30~ 49
7	0~1	夜間工事において、幅寄せ誘導をしていた際、脇見運転の車に追突され死亡した。	57	10~ 29
7	8~9	電気工事に伴う交通誘導警備を行うため、バイクで移動中、前方不注意によりハンドル操作を誤り、道路脇の側溝へ突っ込み転倒し、右肩と右肋骨を強打した。	55	300 ~ 499
9	16~17	地内に於いて下水道工事の交通誘導業務の現場勤務終了後、自動車で営業所への帰路に就いていた。途中、十字路に於いて、右側より一時停止しない相手車両が十字路に進入して来て相手車両の側面と衝突し受傷したものである。	35	50~ 99
9	15~	上記被災場所工事現場のゲートから工事車両を入れる為、一般車両を一旦停止させ完全に停止したのを確認したので、工事車両の誘導し始め、工事車両が現場内	52	50~

	16	に入りきっていないにもかかわらず、停止させていた一般車両が動き出し、該当警備員の足を引き逃走されたものである。		99
9	10～ 11	通行止め区間の案内の業務を行っていた所、前方から40～50代の男性が運転する乗用車が向かってきて、勢いよく右折をしてきたので、その際に前輪タイヤ付近の車体がぶつかり被災した。相手は被災者にぶつかった後に、そばにある脇道にそのまま右折して逃走した。	26	100 ～ 299
9	11～ 12	交通誘導警備を終了し、次の現場へ原付バイクで移動中、道路が狭くなる為、後続車を避けようとした際、縁石に乗り上げて転倒、バイクが右側に倒れた拍子に、体が左側に転倒し、左肋骨3本、左鎖骨を骨折したものである。	66	30～ 49
10	11～ 12	片側交互通行規制での交通誘導業務を行っていた。加害車両が右折で侵入した際、被災者のヘルメットにサイドミラーが接触し、その後前輪が左足甲を轢過し負傷した。	29	30～ 49
10	15～ 16	道路の舗装工事での車両通行交通整理を行っていた。マンション駐車場から車両通行車線へ進出させるため、後退で誘導後、方向転換し被災者方向に直進させた。進行車線に車両が多数往来していたため、停止合図を出し一時停止させていたが、再度発進して誘導中の被災者に接触し負傷した。	25	30～ 49
10	19～ 20	舗装作業に伴う規制及び車両誘導業務が終了後、会社の指示により同僚を乗せ同僚の自宅へ車で向かっていた際、被災者の前方を走る車両が交差点で左折しようとしていることを確認した。被災者は減速せずにそのまま進行しようとしたところ、前方を走る車両が停止したため、ブレーキをかけたが避けきれず、前方を走る車両の左後方と被災者の左前方が接触し、首と腰を負傷した。	23	100 ～ 299
10	10～ 11	中央線の設けられた片側一車線の直線道路から、ゆるい右カーブに差し掛かる箇所において、道路工事の片側交互通行の交通誘導を矢印誘導版、セフティーコーンを各1個設置しその内側に佇立し、対向側相動警備員1名と共に実施中、同所に向かって進行する軽四自動車を停止させようと停止合図を行ったが、同社運転者がこの合図並びに警備員に気付かず進行し、警備員は危険を察知して同車を回避しようとしたが間に合わず、同車前部に衝突し路上に転倒し怪我を負ったものの。	66	50～ 99

10	16～ 17	路上で、業務終了の報告をするために、就業の場所より原付バイクで向かってい たときに、太陽光で眼が眩んでしまったためブレーキが遅れて、赤信号で停車し ている自動車に追突した。当日は負傷していないと判断して通院しなかったもの の、翌朝に起床した際、胸に痛みを感じたため通院、その後さらに眼底出血がみ られた。	60	100 ～ 299
10	13～ 14	現場にて、片側交互通行の交通誘導警備を行っていた。通行待ちのため、タク シーを一台停車させていた。さらに、背後マンションの駐車場から、住人の車が 左折で出庫しようとしていた。通行可能となったため、まず、そのタクシーに通 行の合図を出し通行するのを確認し、次に後ろのマンションからの車を誘導しよ うと後方に1、2歩下がった際、タクシー左後輪に右足が接触し転倒した。タク シーは走り去ってしまった。	48	100 ～ 299
10	22～ 23	バイクにて、園内北門駐車場を巡回中、肩にかけていた懐中電灯が前にずれてき たため、背中の方へ移動させた時、バランスを崩し転倒した。その際、右足首と 脛が縁石とバイクの間に挟まり負傷した。右足部2ヶ所のはく離骨折と診断され た。	63	50～ 99
10	17～ 18	交通誘導現場での勤務終了後、会社に戻るため現場を離れる際の事故。出発して すぐ前のバイクが止まったので追突しないように急ブレーキをかけた。その時、 前のブレーキがロックし、左方向に転倒し、左足を捻挫した。	61	50～ 99
10	10～ 11	現場に到着し、原付バイクを停める際、誤って体勢を崩し、車の荷台に手をつい たときに左手親指を負傷した。	61	30～ 49
10	8～9	電柱工事に伴う警備業務のために、会社へ移動し打ち合わせを行った後、現場ま で50ccバイクで向かっていたところ、T字路で西側から出てきた乗用車と出会い 頭に衝突し、転倒した。	43	10～ 29
10	12～ 13	信号なし変則交差点を南へ向かって直進中、信号なし交差点に差し掛かったとき に、左側から自分の前をバンタイプの車両が右折通過した後、交差点内で右側か らきた相手方車両と衝突した。交差点内で相手方車両の発進を認知しブレーキを 踏むも、間に合わなかった。	34	30～ 49

10	16~ 17	作業現場より帰社途中、コンビニエンスストアに立ち寄り御手洗いを済ませ、南下し、緩い左カーブでよそ見をし曲がりきれず、センターラインより、対向車線へはみ出した際、対向車と接触し転倒した。当方は自動二輪車。	60	10~ 29
11	9~ 10	コンクリート製品を積み込み後、荷台上で地面に対し背中向きでラッシングを締めていた際、手が滑り約1.4m下のコンクリートの地面に背中から落下する。頭と背中を強打し救急搬送される。	64	100~ 299
11	2~3	県道の舗装工事の交通誘導で片側交互通行業務中に一般車にはねられて左目上部、首、腰を負傷した。	66	30~ 49
11	9~ 10	物件対処のため、車両で向かっている途中、中央分離帯に乗り上げ負傷したものである。	23	10~ 29
11	17~ 18	被災地近くでの業務が終わり、業者の車で業者運転により業者の事務所へ戻っている途中、前方の車に追突しそうになった為、運転者が急ブレーキをかけた。その際、後部座席に座っており、体が前方に投げ出されて腰を痛めた。	51	10~ 29
12	10~11	信号で車を停車していた際に、後方から車に衝突された。	26	10~ 29
12	16~17	現場にて、レッカーを左折退場させるため、片側車線を停車誘導中に、一般車両に追突され、頭部打撲・肩関節打撲傷・大腿打撲傷・足関節打撲傷・手指挫傷を負った。	56	30~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html